

鳥取県学校の安全教育推進委員会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、学校の安全教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、学校の安全教育に関する事項を協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 国事業「学校安全総合支援事業」の実施に関すること
- (2) 前号のほか安全教育の推進に関する事項

(組 織)

第3条 推進委員は、次に掲げる者のうちから鳥取県教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市町村教育委員会職員
- (3) 学校関係者
- (4) 関係行政機関職員

(任 期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 推進委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 推進委員会は、委員長（委員長が定まる前にあつては鳥取県教育委員会教育長）が招集し、委員長が議長となる。

2 推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑 則)

第7条 推進委員会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局体育保健課内において行う。

附 則 この要綱は、平成25年 7月24日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年 7月25日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年 8月 5日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年 8月24日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年 8月10日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年 9月 5日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 元年 9月12日から施行する。